

お知らせ

2月7日は「ふるさとの日」です。

2月7日(金)は、次の施設が**無料**でご利用いただけます。

補助競技場（室内練習場）	工事中	8：30	～	20：30
水泳場（屋内プール）		13：00	～	16：00
体育館（トレーニング室のみ）		8：30	～	20：30

「ふるさとの日」とは・・・

福井県は、明治14年2月7日、太政官布告により誕生して以来、昭和56年に置県100年を迎えました。

そこで、これを機に県は昭和57年に条例を制定し、置県の日である2月7日を「ふるさとの日」と決めました。この日は、県民一人ひとりが自らの郷土について理解と関心を深め、より豊かな郷土を築き上げることを期する日とされています。

当県では、毎年2月7日に「ふるさとの日」の趣旨にふさわしい記念行事を開催するほか、県内各地でもこの日を中心にたくさんの関連行事が行われます。

福井運動公園事務所